

公益財団法人日本ユースリーダー協会

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本ユースリーダー協会（以下「本協会」という。）定款第17条及び第35条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、本協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第14条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益法人の役員の報酬に関するガイドラインに沿い、当財団の資産、収支の状況、役員の職位、職務内容、責任の程度等を勘案し、職務遂行の対価として受けるものであり、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本協会は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都度定額を支払うことができる。
- 3 常勤役員には、役員賞与を支給することができる。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ退職手当を支給することができる。
- 5 評議員は、無報酬とする。

(報酬等の額の決定)

第4条 本協会の常勤役員の報酬月額、別に定める。また、各々の役員の報酬月額は「常勤役員報酬月額」のうちから、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

- 2 本協会の常勤の監事の報酬総額は、別に定める金額の範囲内とし、各々の監事の報酬額は、評議員会が決議しない場合においては、監事の協議によって定めるものとする。
- 3 非常勤役員に対する報酬は、別に定める。
- 4 常勤役員に対する役員賞与の総額は、別に定める。また、理事長は、理事会の承認を得て、その総額の範囲内で、各々の理事に配分するものとする。
- 5 常勤役員に対する退職手当は、別に定める。
- 6 退職金は常勤役員として円満に勤務し、かつ辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退社した者については、その遺族に支払うものとする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとし、非常勤役員にあっては、理事会出席等、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

- 第6条** 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤費を支給する。

(費用)

第8条 本協会は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 本協会は、この規程をもって役員及び評議員の報酬等の支給の基準と

して公表するものとする。

(改 廃)

第 10 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この改正規程は、平成 23 年 11 月 29 日から施行する。

附 則

1 この改正規程は、平成 24 年 5 月 29 日から施行する。

(別表) 「常勤役員報酬月額」

- 1. 理事長 80万円までの範囲内
- 1. 副理事長 70万円までの範囲内
- 1. 専務理事 60万円までの範囲内
- 1. 常務理事 50万円までの範囲内
- 1. 理事 40万円までの範囲内

(別表) 「常勤監事報酬」

- 1. 年間報酬総額 200万円までの範囲内

(別表) 「常勤役員賞与」

- 1. 年間総額 報酬月額×2までの範囲内

(別表) 「常勤役員退職手当の算出要領」

- 1. (資格任期) 継続して満3年を超す任期
- 1. (算出数式) 報酬月額×在職月数×係数(1/12)

以上